

第 23 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

著作権は、偶然の結果として似たような著作物となった場合に権利の効力が及ばない「相対的な独占権」です（これと異なり、特許権等の産業財産権は、偶然の結果といえども権利効力が及ぶ「絶対的な独占権」。）。よって、アは適切。

他人の著作物に新たな創作性を加えたとしても、その他人の著作物の本質的特徴が同じなら（残存しているならば）、著作権の侵害となります。よって、イは不適切。

ウはその通りで適切。例えば、複数のキャラクター（著作物）が描かれている一枚のイラスト（著作物）があったような場合、その一部のキャラクターのみを抜き出して利用すれば、著作権の侵害となり得ます。

【解答 イ】 ※合格教本 6-1、6-2 参照

問 2

他人の商品形態を模倣した商品の譲渡等は、不正競争行為に該当する可能性があります（不 2 条 1 項 3 号）、偶然に同一形態となった場合には該当しません。また、商品を「開発する」といった行為は、そもそも不正競争行為とされていません（不 2 条 1 項各号）。よって、アは適切。

例えば、自己の氏名（会社名等）を不正の目的なく商標として使用する行為や（不 19 条 1 項 2 号）、他人の周知商標が周知となる前（需要者の間に広く認識される前）からその商標を使用している者が不正の目的なく使用する行為は（不 19 条 1 項 3 号）、適用除外として不正競争行為とされません。よって、イは適切。

他人の商品形態を模倣したものであっても、日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過している場合は適用除外とされています（不 19 条 1 項 5 号イ）。問題文からは必ずしも「日本国内」での販売か否か判断できませんが、他の選択肢との関係でウが最も不適切であると考えるのが妥当です。

【解答 ウ】 ※合格教本 7-2 参照

問 3

平成 27 年 5 月 13 日付けで、我が国でもハーグ協定（のジュネーブ改正協定）が発効しています。

我が国は、現時点では、特許法条約（P L T）には入っておりません。なお、P C T（特

許協力条約) と混同しないよう注意。

我が国は、T R I P S 協定に加盟しています。

よって、イが最も不適切。

[補足説明]

我が国も特許法条約 (P L T) に加入し、平成 28 年 6 月 11 日に発効しました。よって、第 25 回試験以降では回答が変更となります。

【解答 イ】 ※合格教本 5-1 参照

問 4

出願審査の請求は、取り下げることができません (特 48 条の 3 第 3 項)。よって、アは不適切。

『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されており (特 48 条の 3 第 1 項)、出願と同時の請求も可能です。よって、イは適切。

出願審査の請求は、何人も請求可能です (特 48 条の 3 第 1 項)。出願公開の内容を見た第三者が、早期に特許になるかどうかの結論を得たい場合もあるため、誰でも請求可能とされています。よって、ウは不適切。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

問 5

著作隣接権の保護期間を定めた著 101 条 2 項は以下の通り。

第百一条

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。

- 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年 (その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年) を経過した時
- 三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-21 参照

問 6

特許協力条約における国際公開は、原則として、優先日から 18 月経過後速やかに行われます (PCT21 条)。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 7

『競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為』は不正競争行為ですが (不 2 条 1 項 14 号)、虚偽でなければ不正競争行為に該当しません。

イの行為は、不正競争行為に該当します (不 2 条 1 項 4 号)。

ウの行為は、不正競争行為に該当します (不 2 条 1 項 7 号)。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 7-3、7-4 参照

問 8

アは問題文記載の通りで適切。

商標に図形を追加するような補正は要旨変更として認められません (商 16 条の 2)。よって、イは不適切。

『特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。』と規定されており (商 12 条の 2)、登録前に公開されます。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 4-4 参照

問 9

『特許出願人は、…その特許出願について出願公開の請求をすることができる。』と規定されているとおり (特 64 条の 2)、出願公開請求をすることができるのは特許出願人に限られます。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

問 10

『著作人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。』と規定されています（著 59 条）。

「特許を受ける権利」及び「意匠登録を受ける権利」はいずれも財産権なので、譲渡可能です。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-7、6-8 参照

問 11

純粋美術品は工業上利用することができないので、意匠登録の対象となりません（意 3 条 1 項柱書）。純粋美術品は「著作権法」で保護されます。

製品の部分は、部分意匠として登録される可能性があります。

意匠法上の「物品」には不動産は含まれないと考えられています。

よって、イが登録される可能性が最も高いと判断できます。

【解答 イ】 ※合格教本 3-1、3-2、3-4 参照

問 12

『公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。』と規定されています（著 32 条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-13 参照

問 13

アは問題文記載の通りで適切（商 50 条）。

商標権の存続期間は、設定登録から 10 年です（商 19 条）。よって、イは不適切。

商標権は、設定登録により発生します（商 18 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-5、4-7 参照

問 14

時期や方法を定めることも可能です。よって、アは不適切。

題号の変更や切除などを行うことも禁止できます。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8 参照

問 15

『利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。』と規定され（特 110 条）、特許権者以外の者が特許料を納付することは可能です。

試験・研究のための実施には特許権の効力は及びません（特 69 条 1 項）。

特許権が共有に係る場合の専用実施権の設定には、共有者の同意が必要です（特 73 条 3 項）。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-14、1-15 参照

問 16

アは問題文記載の通りで適切。不正に使用されている場合、不正使用取消審判（商 51 条等）により商標権を取り消すことが可能ですが、取り消されない限り商標権が失効することはありません。

更新に際して、使用証明は必要ありません。よって、イは不適切。

商標権の効力は、指定商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する商標には及びません（商 26 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-5、4-6 参照

問 17

予稿集に掲載された時点で原則新規性は喪失します。厳密にはその予稿集へ掲載された時点ではなく、その予稿集を守秘義務のない者が見得る状態（例えば配付された）になった段階で新規性が喪失します。

その日のうちに削除されたとしても、不特定多数の者がアクセスできるインターネット上のサイトに掲載された時点で新規性は喪失します。

ウのようなケースは、新規性が喪失していないと考えるのが妥当です。但し、編集部からといって発明について常に守秘義務を有している関係にはなりませんから、審査段階であれば常に新規性が喪失していないと考えるのは現実的には危険です。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-4、1-5 参照

問 18

「販売地域」や「販売期間」を限定する行為は、独占禁止法上も特許権の正当な権利行使と考えられていますが、「販売価格」の制限は不公正な取引方法として許されません（独 2 条 9 項）。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 9-1 参照

問 19

『映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された…著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。』と規定されています（著 16 条）。

原著作物である小説の著作者にも原作者としての一定の権利は発生しますが、映画自体の著作者になるわけではありません。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-20 参照

問 20

『「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの…』と規定され（商 2 条 1 項柱書）、「香り」は商標として保護されていません。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-1 参照

問 21

ア及びウは問題文記載の通りで正しい。

私的使用が前提であっても、違法にアップロードされた音楽であることを知りながら行うダウンロードは刑事罰の対象となっています。但し、知らずにダウンロードした場合までは現状は刑事罰の対象となっていません。

【解答 イ】 ※合格教本 6-12 参照

問 22

アは問題文記載の通りで適切。

禁固刑も存在します。例えば、『特許権又は専用実施権を侵害した者…は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。』と規定されています(特 196 条)。よって、イは不適切。

『特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。』とされています(特 70 条)。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-13、1-14 参照

問 23

ア及びイは問題文記載の通りで適切(種 3 条)。

日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、業として譲渡されていた場合は品種登録を受けることができません(種 4 条 2 項)。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 8-1 参照

問 24

アは問題文記載の通りで適切(弁 40 条)。

弁理士は、裁判外での紛争解決手続等の代理も可能です(弁 4 条)。よって、イは不適切。

特許料の納付の代理は弁理士の専権業務となっております。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 10-1 参照

問 25

『優先期間は、特許及び実用新案については一二箇月、意匠及び商標については六箇月とする。』と規定されています(パリ 4 条 C (1))。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2 参照

問 26

著作権は、著作物の創作時に始まり、著作者の死後 50 年を経過すると消滅します(著 51 条)。但し、映画の著作物については公表後 70 年(その著作物はその創作後 70 年以内に公表されなかったときはその創作後 70 年)を経過すると消滅します(著 54 条)。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-20 参照

問 27

『この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。』と規定されています（特1条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-1 参照

問 28

『意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。』と規定されています（意21条）。

また、意匠法には存続期間の延長制度はありません。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-8 参照

問 29

『審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。』と規定されています（特50条）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-10、1-12 参照

問 30

『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と規定されています（特2条1項1号）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-2 参照

【実技試験】

問 1

理由群 I のエの記載内容の通りであるため、特許出願 P は拒絶される。

【解答 × 】 ※合格教本 1-6 参照

問 2

『同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。』と規定されています（特 39 条 1 項）。

【解答 エ 】 ※合格教本 1-6 参照

問 3

理由群 I のイの記載内容の通りであるため、特許出願 P は拒絶される。

【解答 × 】 ※合格教本 1-4 参照

問 4

『特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明』は特許を受けることができません（特 29 条 1 項 3 号）。

【解答 イ 】 ※合格教本 1-4 参照

問 5

理由群 II のウの記載内容の通りであるため、乙の発言は適切。

【解答 ○ 】 ※合格教本 1-12 参照

問 6

『特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、…、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。』と規定されています（特 17 条の 2 第 3 項）。なお、外国語で出願されていた場合には、誤訳訂正書によって、願書に最初に添付した明細書等の範囲を超えて（但し原文の範囲内）補正をすることができる場合がありますが、本問では「日本語でされた特許出願」との条件な

ので、これを考慮する必要はありません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-12 参照

問 7

理由群Ⅲのイの記載内容の通りであるため、発言 1 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-12 参照

問 8

個人的にスクラップして家族に見せる程度であれば、「個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」と考えられ私的使用に該当します（著 30 条）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-12 参照

問 9

理由群Ⅲのアの記載内容の通りであるため、発言 2 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-9、6-10、6-13 参照

問 10

記事の内容がいくら X 社の製品についての内容であったとしても、その記事を無断で複製してホームページ上に掲載すれば著作権（複製権や公衆送信権）の侵害となります。

なお、正当に引用されている場合は侵害となりませんが、問題文からそのような条件は読み取れません。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-9、6-10、6-13 参照

問 11

理由群Ⅲのアの記載内容の通りであるため、発言 3 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-12 参照

問 12

数人であったとしても、開発部のメンバーに知らせるための複製は、「個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」に該当しません（著 30 条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-12 参照

問 13

収録されているコンテンツが鳥の鳴き声であったとしても、どのように収録するのかを決定する過程に創作性があると考えられますから著作権が発生します。また、その音を固定した段階でその音を固定した者（レコード製作者）には著作隣接権が発生します。よって、問題が発生する可能性が高いと考えられます。

演奏家には著作隣接権が発生します。よって、その演奏を無断で甲が録音する行為は当該著作隣接権を侵害することになります。

ベートーベンは死後 50 年以上経過していることが明らかなので、ベートーベンの著作権は既に消滅しています。その曲を甲自身が演奏し録音しているので問題が発生する可能性は低いと考えられます。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-21 参照

問 14

アは問題文記載の通りで適切。

英語のみによって国際公開されるわけではありません。例えば、日本語でされた国際出願の国際公開は日本語で行われます（ただし英語による翻訳文も併せて国際公開されません）。よって、イは不適切。

例えば、国際公開の準備が完了する前に取り下げられたものは国際公開されません（PCT21 条（5））。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 15

専用実施権設定後は、特許権者といえども専用実施権者の許諾なく実施できません。よって、アは不適切。

通常実施権は排他的な効力を持ち合わせていませんから、重ねて許諾することも可能です。よって、イは適切。

特定の者にのみ通常実施権を許諾することも可能です。法律上定められているわけではありませんが、他の者に許諾しないことを約束して許諾する通常実施権のことを「独占的通常実施権」といい、実務上広く用いられています。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15 参照

問 16

ア及びウは問題文記載の通りで適切。

「乗用自動車」と「乗用自動車のおもちゃ」は非類似物品ですから、意匠権の効力は及びません。よって、イは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-8 参照

問 17

共同著作物の著作権の保護期間は、最終に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまでの間存続します（著 51 条 2 項）。よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-19 参照

問 18

意匠法上保護される意匠は、物品の形状等である必要があるため（意 2 条 1 項）、デザインそれ自体は保護されません。

なお、アのアイコンは、部分意匠として保護される余地がありますが、イが明らかに適切なため、本問の回答としては不適切と判断すべきです。

【解答 イ】 ※合格教本 3-1、3-4 参照

問 19

アの場合も、優先権の効果は認められます。よって、アは不適切。

特許出願 A の出願日から 12 ヶ月経過すると優先権を主張することができませんが、出願自体ができないわけではありません。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2、5-3 参照

問 20

意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができます（意 14 条 1 項）。また、秘密を請求しようとする者は、所定の書面を意匠登録出願と同時に、又は、第一年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければなりません（意 14 条 2 項）。

よって、アが最も不適切。

[補足説明]

販売予定が大幅に遅れるわけですから、それ以前に出願した意匠が公報に掲載されデザインが流出することを防止するという意味において、秘密意匠の請求は意味があります。

登録料納付を遅らせることによって意匠公報の発行を遅らせるという考え方も理解できますが、納付期限を延長する制度は現在の意匠法には存在しません。

【解答 ア】 ※合格教本 3-7 参照

問 21

アは問題文記載の通りで適切。会社名を商標として使用する場合には、併せて商標登録するのが望ましい判断です。よって、アは適切。

『商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。』と規定されており、複数の商品を指定することも可能です。よって、イは適切。

パッケージであっても、その独特の形状によって出所表示機能を発揮できるようなものであれば、例えば立体商標として商標登録を受けることができる可能性があります。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-1、4-4 参照

問 22

農家の自家増殖には育成者権の効力は及びません（種 21 条 2 項）。よって、アは不適切。

試験・研究のための利用には育成者権は及びません（種 21 条 1 項 1 号）。よって、イは適切。

育成権者である X 社から購入した種苗を育てて販売したわけですから、そのもの自体の利用については既に育成者権は消尽しています（種 21 条 4 項）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 23

方法であっても、発明として保護対象となっています（特 2 条 3 項）。よって、アは不適

切。

『物を生産する方法の発明にあつては、…その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為』も実施行為となります(特2条3項3号)。

よって、イは適切。

自動的には保護されることはありません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-2 参照

問 24

存続期間の延長は、現状、医薬や農薬などの特定の分野にのみ認められているため、デジタルカメラに関する特許権には認められません。よって、アは不適切。

前置審査は一定の条件を満たした場合に自動的に行われる審査であり、請求によって行われるものではありません(特162条)。よって、イは不適切。

ウの行為によって、Y社に対して将来的に権利行使できる可能性が出てくるため、X社の対応としては適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-13、1-14 参照

問 25

「区分」と「指定商品(役務)の類似・非類似」は全く別の概念です。よって、X社が商標Aを将来的に使用すると侵害となる可能性があるため、類否関係を検討することは望ましい対応です。よって、アは適切。

登録されていなくとも、他人の周知な商標と同一・類似の商標は商標登録を受けることができません(商4条1項10号)。よって、イは不適切。

調査段階で先行商標が発見されない場合でも、数日前に出願され未だ公開されていない同一・類似の先行商標出願が潜んでいる場合があります。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-3、4-4 参照

問 26

新規性喪失の例外手続を行ったとしても、それに伴って出願日が遡及するわけではありません。よって、X社の特許権には無効理由が存在し、権利行使が許されません(特104条の3)。また、Y社に先使用权(特79条)が発生している可能性もあります。よって、アは適切。

我が国の特許権の効力は、日本国内にしか及びません。よって、イは適切。

『物を生産する方法の発明にあつては、…その方法により生産した物の使用、譲渡等、

輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為』も実施行為となり（特 2 条 3 項 3 号）、侵害を構成します。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-5、1-16 参照

問 27

『特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。』と規定されています（特 67 条 1 項）。よって、特許権 A の最大の存続期間は、平成 45 年 12 月 20 日となります。なお、タイヤに関する発明であるため、存続期間の延長を考慮する必要はありません。

【解答 平成 45 年】 ※合格教本 1-13 参照

問 28

『…商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。』と規定されています（商 18 条 2 項）。

【解答 30】 ※合格教本 4-5 参照

問 29

分割納付は、「前半 5 年分」及び「後半 5 年分」に分割して納付する制度です（商 41 条の 2）。

【解答 5】 ※合格教本 4-5 参照

問 30

商標の更新登録申請にあたり、「使用」は要件となっておりません。

【解答 要件とはされません】 ※合格教本 4-5 参照